

## ②学則

# 茨城県立古河第二高等学校介護福祉士養成課程に関する規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 茨城県立古河第二高等学校福祉科（以下「福祉科」という。）は、高等学校における教育の基礎の上に、より精深な程度において、福祉の事項を教授し、その研究を指導することにより、高度な知識技能と豊かな情操をもった有為な介護福祉士を育成することを目的とする。

## 第2章 位置、課程、学科、定員及び修業年限

### (位置)

第2条 茨城県古河市幸町19番18号

### (課程、学科)

第3条 課程は全日制とし、学科は福祉科とする。

### (定員)

第4条 生徒総定員は120人とし、1学年1学級40人とする。

### (修業年限)

第5条 修業年限は、3年とする。

## 第3章 養成課程及び履修方法

### (養成課程)

第6条 介護福祉士国家試験受験資格取得のため、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」第八条第一号（別表第五）に定める養成課程を置くこととする。

### (履修方法)

第7条 生徒は教育課程の定めるところにより、規定された科目をすべて履修し、修得しなければならない。

2 前項の科目と単位数は以下の54単位とする。

科目名	単位数	時間数
社会福祉基礎	4	140
介護福祉基礎	5	175
コミュニケーション技術	2	70
生活支援技術	11	385
介護過程	4	140
介護総合演習	3	105
介護実習	13	455
こころとからだの理解	8	280
人間と社会に関する選択科目	4	140
合計	54	1890

\*1 単位を 35 時間/年間として換算

## 第4章 学年、学期及び休業日

### (学年及び学期)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

### (休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 県民の日を定める条例（昭和43年茨城県条例第3号）による県民の日

(4) 創立記念日

(5) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで

(6) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(7) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで

(8) 学年末休業日 3月23日から3月31日まで

(9) 前各号に定めるもののほか、教育長が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め、教育長の承認を得た日

2 校長は、前項の規定にかかわらず、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があると認めるときは、前項第1号から第4号までの休業日に授業を行い、授業日を休業日に振り替えることができる。

3 校長は、第1項の規定にかかわらず、教育上必要があると認めるときは、同項第6号から第8号の休業日の一部を授業日にすることができる。

4 校長は、第1項及び前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、第1項第5号から第9号までの休業日又は前項の規定による変更後の休業日の一部を授業日にすることができる。

5 校長は教育上必要があると認めるときは、第1項第5号から第9号までの休業日の期間中に、生徒を出校させることができる。

(非常変災等による授業停止)

第10条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。

## 第5章 教育課程その他

### (教育課程の編成)

第11条 教育課程は、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学・厚生労働省令第2号）の定める指定基準及び教育委員会が定める基準に従って、校長が編成する。

(授業時数等)

第12条 校長は、授業を行なう日数、時間数及び授業の終始の時刻を、毎年4月初めにこれを定める。

(学習の評価)

第 13 条 各教科、科目の評価は、平素の成績を考査して行なう。

(単位の認定)

第 14 条 学校は、学校指定規則別表第 5 に定める各科目の出席時間数が学校指定規則に定める時間数の 3 分の 2 以上（介護実習のみ 5 分の 4 以上）の授業を受けた者に対して、その成果が教科、科目の目標からみて満足できると認められる場合は、その教科、科目について、所定の単位を修得したことを認定する。

(課程の終了)

第 15 条 福祉科の課程の終了認定は、校長が所定の全課程を修了したと認めた者について、これを行なう。

(卒業証書等)

第 16 条 校長は、福祉科の課程を終了したと認定した者に対して、卒業証書を授与する。

2 校長は、必要ある場合は、単位修得証明書を授与することができる。

## 第 6 章 入学、休学、退学及び転学

(入学資格)

第 17 条 福祉科に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者

(2) 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和 41 年文部省令第 36 号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(5) その他本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(編入学の許可資格等)

第 18 条 第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、本校前学年の課程と同等の課程を終了した者、かつ、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

2 前項の学力の検定は、校長がこれを行なう。

(生徒募集の公告)

第 19 条 生徒募集に関して必要な事項は教育委員会が定め、毎年あらかじめこれを告示する。

(入学者の選抜)

第 20 条 入学志願者に対しては、入学者の選抜を行なう。

2 入学者の選抜方法については、教育委員会が定め、毎年あらかじめこれを告示する。

(入学の手続)

第 21 条 入学を許可された者は、校長の定める期日までに、保護者及び保証人と連署した誓約書にその者の住民票を添えて、校長に提出しなければならない。

- 2 前項の保証人は、成年に達し、独立の生計を営む者とする。
- 3 前各項の規定は、第 18 条に規定する編入学、第 30 条に規定する再入学、及び第 31 条に規定する転入学の場合において準用する。

(保証人の変更)

第 22 条 校長は、保証人を不相当と認めるときは、これを変更させることができる。

(保護者及び保証人に関する届出)

第 23 条 保護者又は保証人に変更があつた場合は、生徒は、すみやかに校長に変更の届出を行ない、かつ、改めて誓約書を提出しなければならない。

- 2 保護者又は保証人が、転籍、転居又は氏名変更をしたときは、生徒は、すみやかに校長に届け出なければならない。

(欠席)

第 24 条 生徒が欠席しようとするときは、その事由及び期日期間を具し、保護者又は保証人と連署の上、校長に届け出なければならない。ただし、病気のため引きつづき 7 日以上欠席しようとするときは、医師の診断書を添えるものとする。

(休学)

第 25 条 生徒が、病気その他やむを得ない事由のため 3 月以上出席することができない場合は、その事由を具し、保護者又は保証人と連署の上、校長に休学を願い出ることができる。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えるものとする。

- 2 校長は、前項の願出が正当なものと認められるときは、2 年以内の期間で、休学を許可することができる。

(休学処分の取消)

第 26 条 前条の規定により休学を許可された生徒が、3 月までの間に休学の事由がなくなった場合は、その事由を具し、病気による休学の場合は医師の診断書を添え、校長に休学の取消を願い出ることができる。

- 2 校長は、前項の願出があつたときは、その事情を調査の上、当該休学処分を取り消すことができる。

(休学期間の延長)

第 27 条 休学を許可された生徒が、満 2 年を経てもなお出席できない場合は、休学期間の延長を願い出ることができる。

- 2 校長は、前項の願出があつたときは、その事由がやむを得ないと認められる場合に限り、1 年を限ってその休学期間の延長を認めることができる。

(復学)

第 28 条 休学中の生徒が、休学期間内に復学しようとするときは、その事由を具し、保護者又は保証人と連署して、校長に願い出てその許可を受けなければならない。ただし、病気による休学の場合は、医師の診断書を添えるものとする。

(退学)

第 29 条 生徒が退学しようとするときは、その事由を具し、保護者又は保証人と連署の上、校長に願い出なければならない。ただし、病気による場合は医師の診断書を添えるものとする。

- 2 前項の願出に対して、校長は、正当な事由があると認められる場合は、これを許可すること

ができる。

(再入学)

第 30 条 前条によっていつたん退学した生徒が、再入学を願い出た場合は、退学後 1 年以内であつて、その事由が正当であると認められるときに限り、校長は、当該生徒を原学年以下に再入学させることができる。

(転学又は転籍)

第 31 条 生徒が、他の高等学校福祉科に転学しようとするときは、事由を具し、保護者又は保証人と連署の上、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 前項の願出があつたときは、校長は、その事由を具し、当該生徒の在学証明書その他必要な書類を、転学先の校長に送付しなければならない。

3 生徒が転学先の入学許可を受けた場合は、校長は、当該生徒の指導要録の写しを作成し、その写し、当該生徒の進学の際に中学校から送付された指導要録の抄本又はその写し、健康診断票及び歯の検査票を、転学先の校長に送付しなければならない。

第 32 条 他の高等学校福祉科から転学を志望する生徒がある場合においては、正当な事由があると認められ、かつ、教育上支障がない場合には、校長は当該生徒の転入学を許可することができる。

2 前項の許可を与えるにあたり、校長は必要により学力の検査を行なうことができる。

## 第 7 章 職員組織

(職員組織)

第 33 条 学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭、実習助手、事務職員、技術職員その他法令に定める職員を置く。

## 第 8 章 健康管理

(健康管理)

第 34 条 生徒の健康管理については、学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号）の定めるところによる。

## 第 9 章 授業料、入学金その他の費用徴収

(授業料等)

第 35 条 授業料、入学料及び入学者選抜手数料、受講料、聴講料及び空調設備使用料の徴収については、茨城県県立学校授業料等徴収条例（昭和 37 年茨城県条例第 24 号）の定めるところによる。

(物品の弁償)

第 36 条 校長は、生徒が校舎若しくは校有物品を毀損し又は紛失した場合には、その情状により、その全部又は一部を弁償させることができる。

## 第 10 章 賞罰

(表彰)

第 37 条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第 38 条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対し懲戒を加えることができる。

2 生徒に対して行なう懲戒のうち、退学、停学及び訓告は、校長がこれを命ずる。

3 前項の懲戒のうち、退学は次の各号の 1 に該当する者に対して、これを行なうことができる。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業劣等で、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて、出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第 11 章 雑則

第 39 条 本規程に定めるほか、必要な事項は、校長が別に定める。

### 付則

本規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年 4 月 1 日一部改正

令和 7 年 4 月 1 日一部改正